

令和元年 第11回栗原市農業委員会総会議事録

令和元年11月26日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和元年第11回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農用地利用集積計画について
- 日程第10 議案第 4号 非農地証明願について

1 出席委員 (21名)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 三浦 正勝 委員、 | 2番 大黒 昭夫 委員、 |
| 3番 阿部 一信 委員、 | 4番 吉田 優俊 委員、 |
| 5番 岩淵 敬一 委員、 | 6番 佐竹 きみ子 委員、 |
| 7番 狩野 善典 委員、 | |
| 9番 曾根 金雄 委員、 | |
| 11番 鈴木 春江 委員、 | 12番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 13番 及川 正一 委員、 | 14番 多田 仁一 委員、 |
| 15番 佐々木 吉司 委員、 | 16番 菅原 英俊 委員、 |
| 17番 岩淵 弘 委員、 | 18番 佐々木 弘 委員、 |
| 19番 佐藤 勝 委員、 | 20番 狩野 和義 委員、 |
| 21番 秋山 憲義 委員、 | 22番 米山 嘉彦 委員、 |
| | 24番 鈴木 康則 会長 |

2 欠席委員 (3名)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 8番 大場 裕之 委員、 | 10番 千葉 優子 委員、 |
| 23番 黒澤 光啓 会長職務代理者 | |

3 議事に参与した者

事務局長		小野寺	昭	仁
事務局長補佐		阿部	泰	憲
農地農政係 主査		千葉	美	香
農地農政係 主査		白鳥		峻
農地農政係 主事		千葉	和	哉
農地農政係 主事		菅原	佑	太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。
ただいまから、令和元年 第11回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長

ただいまの出席委員は、21名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席の通告があります。
議席番号8番 大場 裕之 委員、議席番号10番 千葉 優子 委員、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者から、所要のため欠席の通告があります。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、議席番号16番 菅原 英俊 委員、
議席番号17番 岩淵 弘 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、10月30日から11月26日までに実施した事務・事業等並びに11月27日から令和2年1月9日までに予定している事務・事業等について、説明報告。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

最初に、第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田1筆 4, 534㎡、現在、何も作付けされていない転作田が排水不良となっていることから、盛土による耕作条件の改善を図り、完了後は、採草地として牧草を作付する旨の1案件を説明。

議長

次に、去る11月20日、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員、農地利用最適化推進委員の 氏家 優一 委員及び 佐々木 栄夫 委員が現地確認調査を行っておりますので、

その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 栄夫 推進委員から報告願います。

佐々木 栄夫 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る11月20日に書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の詳細については、事務局から説明があったとおりであり、耕作条件の改善に伴う盛土であり、周辺農地に与える影響もないことを確認してまいりましたので、報告いたします。

議長

次に、第2区の番号2番及び3番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号2番は、金成地区の田1筆 2, 776㎡、1筆の中に傾斜地のある5枚の転作田となっていることから、切土による耕作条件の改善を図り、完了後は、畑として野菜を作付けする旨の1案件、

番号3番は、金成地区の田2筆 698㎡、道路より低く、水はけが悪い2枚の転作田となっていることから、盛土による耕作条件の改善を図り、完了後は、畑として野菜を作付けする旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、去る11月21日、議席番号5番 岩淵 敬一 委員、農地利用最適化推進委員の 小野 大介 委員及び 熊谷 ゆり 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、小野 大介 推進委員から報告願います。

小野 大介 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る11月21日に調査を行ってまいりました。

番号1番は、もう既に工事が完了しており、傾斜のある5枚の田を均して畑として利用するというので、周囲には、排水用の水路も施されており、周辺農地に与える影響はないものと、

番号2番も、道路より低い2枚の転作田に盛土を施し、1枚の畑として野菜を作付けしようとするものであり、一部にはもう既に盛り土が施されておりましたが、隣接農地も転作田に盛土を行いながら野菜を作付けしてまいりましたので、周辺農地に与える影響はない

ものと見てまいりました。

以上、報告いたします。

議長

次に、第3区の番号4番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第3区の番号4番は、栗駒地区の田1筆 1, 164 m²、届出人が管理している隣接農地と一体管理するため、所有者の同意を得て、段差のある申請地を、切土により耕作条件の改善を図り、完了後は牧草地として利用する旨の1案件を説明。

議長

次に、去る11月21日、議席番号7番 狩野 善典 委員、農地利用最適化推進委員の 狩野 正行 委員及び 芳賀 博秋 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号7番 狩野 善典 委員から報告願います。

7番 狩野 善典 委員

報告第1号 現状変更届について、去る11月21日に現地を確認してまいりました。

申請地は、参考資料の図面でもわかりように、現在、牧草を作付けしている道路と山林に挟まれた農地を、段差をなくし一体管理するものとなっており、特に問題はないものと判断してきました。

以上、報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番及び2番の2案件、第2区の番号3番から12番までの10案件、第3区の番号13番及び14番の2案件、併せて14案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田4筆 7, 267 m²、双方合意による、基盤法の賃

貸借権設定解約の1案件、

番号2番は、一迫地区の田6筆 5, 542㎡、売買のためにによる、基盤法の貸借権設定解約の1案件、

第2区の番号3番は、若柳地区の田14筆 4, 343㎡、

番号4番は、若柳地区の田1筆 722㎡、いずれも、売買のためにによる、基盤法の貸借権設定解約の2案件、

番号5番は、金成地区の田3筆 2, 574㎡、

番号6番は、金成地区の田5筆 2, 733㎡、

番号7番は、金成地区の田13筆 13, 131㎡、

番号8番は、金成地区の田13筆 11, 339㎡、いずれも、双方合意による、農地法第3条の貸借権設定解約の4案件、

番号9番は、金成地区の田4筆 4, 085㎡、双方合意による、基盤法の貸借権設定解約の1案件、

番号10番は、志波姫地区の田2筆 662㎡、双方合意による、農地法第3条の貸借権設定解約の1案件、

番号11番は、志波姫地区の田13筆 20, 038㎡、畑3筆 988㎡、合計 21, 026㎡、

番号12番は、志波姫地区の田19筆 36, 163㎡、畑3筆 2, 653㎡、合計 38, 816㎡、いずれも、耕作者変更のためにによる、農地利用集積円滑化事業の貸借権設定解約の2案件、

第3区の番号13番は、栗駒地区の田2筆 1, 403㎡、双方合意による、農地法第3条の貸借権設定解約の1案件、

番号14番は、栗駒地区の田18筆 12, 089㎡、農業後継者へ贈与するのためにによる、基盤法の貸借権設定解約の1案件、

以上、14案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告します。

第2区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田15筆 4, 770㎡、農地法第3条の貸借権設

定のためによる、農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から12番までの12案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田4筆 3, 523㎡、相手方の要望による、賃貸借権設定の1案件、

番号2番は、高清水地区の田2筆 1, 363㎡、経営規模拡大による、所有権移転売買の1案件、

番号3番は、高清水地区の田1筆 78㎡、耕作の利便を図るためによる、所有権移転贈与の1案件、

番号4番は、一迫地区の田1筆 934㎡、

番号5番は、一迫地区の田6筆 5, 542㎡、いずれも、相手方の要望による、所有権移転売買の2案件、

番号6番は、一迫地区の田6筆 6, 798㎡、

番号7番は、一迫地区の田2筆 3, 230㎡、いずれも、相手方の要望による、賃貸借権設定の2案件、

番号8番及び9番は関連案件で、

番号8番は、一迫地区の田1筆 2, 344㎡の内、2, 330.59㎡、営農型太陽光発電施設関連で経営規模拡大のためによる、地上権設定の1案件、

番号9番は、一迫地区の田1筆 2, 344㎡、営農型太陽光発電施設を設置するためによる、区分地上権設定の1案件、

番号10番及び11番も関連案件で、

番号10番は、一迫地区の田1筆 5, 793㎡の内、5, 776.89㎡、営農型太陽光発電施設関連で経営規模拡大のためによる、地上権設定の1案件、

番号11番は、一迫地区の田1筆 5, 793㎡、営農型太陽光発電施設を設置するためによる、区分地上権設定の1案件、

番号12番は、瀬峰地区の田5筆 5, 833㎡、相手方の要望による、所有権移転売買の1案件、

以上、12案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、佐々木 栄夫 推進委員から報告願います。

佐々木 栄夫 推進委員

議案第1号、農地法第3条許可申請の番号1番から12番までについて、報告いたします。

詳細については、事務局から説明があったとおりあり、労力不足による賃貸借や売買、相手方の要望による売買や贈与、営農型太陽光発電設備にかかる地上権、区分地上権となっており、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してきました。

以上、ご審議の程よろしく願います。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号13番から20番までの8案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号13番は、若柳地区の田14筆 4, 343㎡、経営規模拡大による、所有権移転売買の1案件、

番号14番は、若柳地区の田10筆 4, 896㎡、相手方の要望による、所有権移転売買の1案件、

番号15番は、若柳地区の田1筆 722㎡、経営の合理化を図るためによる、所有権移転売買の1案件、

番号16番は、若柳地区の田6筆 6, 414㎡、畑1筆 402㎡、合計 6, 816㎡、農業後継者へ経営継承するためによる、子への所有権移転贈与の1案件、

番号17番は、若柳地区の田15筆 5, 130㎡、相手方の要望による、賃貸借権設定の1案件

番号18番は、金成地区の田36筆 52,787.47㎡、畑8筆 28,164㎡、合計 80,951.47㎡、農業後継者へ経営継承するためによる、孫への所有権移転贈与の1案件、

番号19番及び20番は関連案件で、

番号19番は、志波姫地区の畑1筆 1,005㎡、

番号20番は、志波姫地区の田5筆 12,162㎡、いずれも、農業後継者へ経営継承するためによる、子への所有権移転贈与の2案件、

以上、8案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小野 大介 推進委員から報告願います。

小野 大介 推進委員

議案第1号 農地法第3条許可申請について、去る11月21日に書類審査による慎重審議を行った結果、特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号21番及び22番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号21番は、栗駒地区の田23筆 14,096㎡、畑5筆 4,429㎡、合計 18,525㎡、

番号22番は、栗駒地区の田24筆 19,330㎡、いずれも、農業後継者へ経営継承するためによる、子への所有権移転贈与の2案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、狩野 正行 推進委員から報告願います。

狩野 正行 推進委員

農地法第3条許可申請について、11月21日に鶯沢総合支所で書類審査を行いました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、2件とも経営継承による親子間の贈与であり、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から22番までの22案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から22番までの22案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から6番までの6案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番及び2番は関連する事業案件で、

番号1番は、築館地区の畑1筆 134㎡、

番号2番は、築館地区の畑1筆 48㎡、いずれも、所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、駐車場及び転回路として造成整備するものであり、農地区分は、都市計画区域内の用途指定地域内であることから、第3種農地に該当するものであるが、もう既に利用されている状況となっており、始末書の提出をいただいている旨の2案件、

番号3番は、築館地区の田1筆 3,571㎡の内 974.40㎡、賃貸借権設定により借り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、山林、雑種地等に囲まれた10ha以下の小集団で生産性の低い、第2種農地である旨の1案件、

番号4番は、高清水地区の畑2筆 1,235㎡、所有権移転贈与により父から譲り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、概ね300m以内に高清水総合支所が存することから、第3種農地に該当する旨の1案件、

番号5番は、一迫地区の田1筆 2,344㎡の内13.41㎡、

番号6番は、一迫地区の田1筆 5,793㎡の内16.11㎡、いずれも、地上権設定により借り受け、支柱部分を業務用地として一時転用し、下部でブルーベリーを作付けする営農型太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、農用地区域に該当するが、営農型太陽光発電設備の支柱に係る一時転用であるので、不許可の例が例外規定で取り扱う旨の2案件、

以上、5案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員から報告願います。

6番 佐竹 きみ子 委員

議案3号につきましては、去る11月20日に書類審査及び現地調査を行ってまいりました。内容については、事務局から説明があったとおりであり、

番号1番、2番は、所有権移転売買により駐車場及び通路として利用するものであり、現地は、もう既に砂利が敷かれて利用されている状況でありました。

番号3番は、賃貸借権設定により太陽光発電施設を設置するものであり、現地は、刈り払いが施されており、周囲に与える影響はないものと見てまいりました。

番号4番は、父から譲り受け太陽光発電設備を設置するものであり、現地は、片方が雑木等の刈り払いがされていない畑で、もう一方が住宅地内の刈り払いが施されている畑で、特に問題はないものと見てまいりました。

番号5番、6番は、地上権設定により借り受け、上部では、営農型太陽光発電設備を設置し、下部では、ブルーベリーを栽培する計画であります。5番の現地を見ますと、稲刈りが終わった状況ではありましたが、水路とも離れており、特に問題はないものと見てまいりました。6番も、稲刈り終わった一等農地のように見受けられましたが、周囲からも同意をいただいている案件であるとのことですので、特に問題はないものと見てまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

はい、20番 狩野委員。

20番 狩野 和義 委員

番号6番について、申請地は、県営ほ場整備事業の受益地となっており、面工事は既に完了しているが、換地は完了していない農地である。このことから、申請年月日の取扱いについて、換地終了後の申請として取り扱う案件と思われるが、どの様な考え方で今回の申請となったのかを伺う。

議長

はい、事務局説明。

事務局

申請地について、換地の登記業務は完了しておりませんが、土地改良区との確認の結果、換地については既に決定しており、現在、換地登記を行っているとのことでありました。このことから、転用の許可権限者である宮城県と協議し、換地登記完了前でも申請は可能であり、申請する場合は、従前の土地で申請し、許可になった場合は、従前の土地が換地後の土地に継承されるということでありましたので、今回の申請となったものであります。

議長

よろしいですか。

20番 狩野 和義 委員

はい、了解しました。

議長

他にありませんか。はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

一迫地区は、営農型太陽光発電設備の設置が多くなっている地域である。営農型太陽光発電設備に係る転用は、3年間の一時転用であるが、今後ブルーベリーの生育状況等を常に注視しながら、単に、太陽光パネル事業にならないように指導していかなければならないと考えます。

また、6番の案件については、県との協議の上、換地登記完了前でも申請は可能ということでありましたが、県営ほ場整備事業を行った農地に、営農型ではあるものの、太陽光パネルを設置することになるわけでありますので、土地改良区事業の地元換地委員の了解は得ているのか、その辺を伺いたい。

議長

事務局説明。

事務局

可否の判断については、許可権限者である宮城県、ほ場整備事業の実施主体であります土地改良区、周辺農地の所有者を確認しておりますが、換地委員の同意については、直接可否の判断としては捉えておりませんでしたので、確認は取っておりません。

議長

はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

土地改良区事態は、換地業務の主体ではなく、換地委員会が換地業務の主体であると思いますので、換地後の農地利用についても、地元換地委員の了解を取りながら、特に、営農型太陽光発電設備は、地域の担い手が農業収入を補うために、地上に太陽光パネルを設置するわけでありますので、換地完了後に地元地域の了解を得ながら進めるべき案件と考えますが、その辺について伺いたい。

議長

はい、事務局説明。

事務局

換地については、地元換地委員会の決定を得て、現在、登記申請中とのことでありますので、換地後の図面は確定しているものであります。このことから、登記完了前の申請については、県と協議した結果に基づき、換地前の従前地での申請となったものでありますので、ご理解願います。

また、地元地域の了解については、周辺農地所有者の同意書の提出もいただいておりますので、了解を得ているものと捉えております。

議長

はい、3番 阿部委員。

3番 阿部 一信 委員

基盤整備事業については、換地委員会で換地を決定した後、受益者の総会を得て換地決定するものでないのでしょうか。

議長

はい、そのとおりであります。只今の案件も、換地委員会で決定した後、総会です承を得て、現在、登記申請しているものであります。よろしいですか。はい、三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

私が言いたいのは、営農型太陽光発電設備を設置する場合には、地域の融和と理解を得て、しかも、営農状況もしっかりやるということで認められている事業であります。その辺がスムーズに行くような段取り、心配り、それから、設置後の営農状況の確認、これが非常に大事になってくる案件でありますので、特に私は、それに注意しながら対応していくべきものと考えています。このことから、営農型の太陽光パネル設置する場合は、地元からトラブルが発生しないよう、十分配慮して進めるべきではないでしょうか、という私の意見であります。

議長

意見ということではありますが、今回の申請は、地元の理解を得てからの申請と捉えておりますので、異論がなければ、許可を出せざる案件と考えております。また、営農型太陽光発電設備は、3年間の一時転用となっておりますので、地元農業委員さんには、営農状況を監視していただきながら、確認をお願いいたします。

引き続き、事務局から説明させます。

事務局

営農型太陽光発電設備を設置した際は、下部で栽培する収量が8割を下回ってはいけな

い規定になっており、さらに、毎年、その作物に知識を有している専門家の意見を附し、営農状況報告書を提出していただくことになっておりますので、その辺も確認し、3年後の再申請の際には、営農の可否なども判断しながら、撤去も視野に入れ、事業の継続の可否を判断していきます。

議長

1番 三浦 委員、よろしいですか。

1番 三浦 正勝 委員

これから、うまくいくよう支援してまいります。

議長

よろしく願います。他にありませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号7番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号7番は、志波姫地区の田4筆 1, 559.72㎡、賃貸借権設定により借り受け、その他業務用地として転用し、既存営業所の在庫用及び来客用駐車場を造成整備するものであり、農地区分は、都市計画区域内の用途指定地域内であることから、第3種農地に該当する旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、熊谷 ゆり 推進委員から報告願います。

熊谷 ゆり 推進委員

去る11月21日に現地を確認してまいりました。

申請地は、借り受け人の営業所店舗の裏手に当たり、現在は、何も作付けされていない転作田でありました。また、周辺地は駐車場として利用されているところが多く、周りには農地と利用しているところが確認されませんでした。よって、今回の申請におきましては、特に問題ないものと判断してきましたので報告いたします。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

ここで、午後2時55分まで休憩とします。(午後2時45分)

議長

会議を再開します。(午後2時55分)

次に、第3区の番号8番及び番号9番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号8番は、鶯沢地区の田2筆 1, 413㎡を、所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、既存工場の資材倉庫及び従業員駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、宅地、山林等に分断された10ha以下の小集団で生産性の低い、第2種農地である旨の1案件、

番号9番は、鶯沢地区の畑1筆 747㎡を、賃貸借権設定により借り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、水道管下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、概ね500m以内に2以上の教育施設等公共的施設が存する、第3種農地である旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、芳賀 博秋 推進委員から報告願います。

芳賀 博秋 委員

去る11月21日に書類審査から始まり、その後、現地確認調査を行ってまいりました。

番号8番の詳細については、事務局から説明あったとおりであり、現地は、図面でもわ

かるように独立した農地となっており、花木を栽培していた経緯が見受けられましたが、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりました。

番号9番についても事務局から説明があったとおりであり、遊休農地に太陽光パネルを設置する案件であります。現地を確認しますと、北側、東側が道路に、西側が宅地に隣接し、南側が何も作付けされていない畑でありました。また、隣接者からの同意も得ているとのことでありますので、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりました。

以上2件について、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から9番までの9案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から9番までの9案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第9、議案第3号、農用地利用集積計画について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の田4筆 1, 926.43㎡、新規の賃貸借権設定で

ある旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号2番から7番までの6案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、若柳地区の田8筆 7, 579㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、
番号3番は、金成地区の田1筆 4, 387㎡、
番号4番は、金成地区の田2筆 1, 529㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、
番号5番は、志波姫地区の田17筆 24, 235.78㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、
番号6番は、志波姫地区の田13筆 20, 038㎡、畑3筆 988㎡、合計 21, 026㎡、
番号7番は、志波姫地区の田19筆 36, 163㎡、畑3筆 2, 653㎡、合計 38, 816㎡、いずれも、新規の農地利用集積円滑化事業による賃貸借権設定である旨の2案件、
以上、6案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号8番から11番までの4案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号8番は、栗駒地区の田9筆 17, 993㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号9番は、鶯沢地区の田2筆 2, 376㎡、

番号10番は、鶯沢地区の田5筆 10, 778㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号11番は、花山地区の田7筆 4, 729㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、4案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から11番までの11案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から11番までの11案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第10、議案第4号 非農地証明願について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 25㎡、願出地は、昭和48年ごろ、隣接地

に住宅を建築したときから、住宅の一部が願出地に入り込んだ状態で、現在に至っているものであり、今回、入り込んでいる部分を分筆し、雑種地宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員から報告願います。

6番 佐竹 きみ子 委員

議案第4号 非農地証明願について、去る11月20日に現地を確認してきましたので、報告します。

現地は、図面や写真図でもわかるように、住宅の一部及びフェンスが申請地に入り込んだ状態で建てられており、フェンス等を壊しても、農地に復元することは不可能と見てまいりましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、志波姫地区の田2筆 675㎡、願出地は、昭和41年2月21日付けで農地法第4条許可を得て居宅を新築し、その後、隣地の一部も宅地として利用し続け、現在に至っているものであり、また、当時の4条許可面積と現況面積に相違があったことから、農地法第4条許可の取り扱いではなく、非農地証明の取り扱いとして、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、熊谷 ゆり 推進委員から報告願います。

熊谷 ゆり 推進委員

非農地証明願について、去る11月21日に現地を確認してきました。

今回の申請は、夫が亡くなり相続登記を進めている中で発覚した案件であり、居宅を建築してから53年も経過しておりますので、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

はい、1番 三浦委員

1番 三浦 正勝 委員

番号2番の案件について、先ほど面積に相違があったという説明がありましたが、公図の地番等が違っていたため面積が違っていたのか、その辺もう少し詳しく説明していただきたい。

議長

はい、事務局説明。

事務局

昭和41年当時の第4条許可書について、許可権限者である宮城県に確認したところ、台帳が残っており、指令書番号や地番等は確認できたものの、この台帳に記載されている面積と、登記簿謄本に記載されている面積に相違があり、その相違の要因について、確認できる書類等が無かったことから、現状を確認し、既に住宅が建築され居住していることが確認できたことから、非農地証明での取り扱いとなったものであります。面積の相違の要因については、許可後登記をしなかったのが主な要因で、その後、国土調査の成果などにより面積に違いが出たことなども想定されます。

議長

1番 三浦 委員、よろしいですか。

他にありませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号、非農地証明願についての、番号1番及び2番の2案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 非農地証明願についての、番号1番及び2番の2案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

議長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和元年 第11回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 3時17分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員